

浜松市浜北区地域防災無線管理規程

(趣旨)

第1条 この規程は、浜松市浜北区における地域防災無線の管理運用について電波関係法令に定めがあるもののほか、地域防災の責務を遂行するために必要な事項について定める。

(用語の定義)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 地域防災無線 地域防災に関する市と防災関連機関等が行う通信をいう。
- (2) 無線局 地域防災無線の無線設備及びその操作を行うものの総体をいう。ただし、受信のみを目的とするものは含まない。
- (3) 無線設備 電波を送り、又は受けるための電氣的設備をいう。
- (4) 基地局 陸上移動局との通信及び統制を行う無線局をいう。
- (5) 陸上移動中継局 基地局と陸上移動局及び陸上移動局と陸上移動局の中継を行う無線局をいう。
- (6) 陸上移動局 陸上移動中又はその特定しない地点に停止中に運用する無線局をいう。

(管理部課)

第3条 無線局の総括管理は、浜北区役所区民生活部総務企画課が行うものとする。

(無線管理者)

第4条 無線局に無線管理者を置く。

- 2 無線管理者は、浜北区役所区民生活部長の職にある者をもって充てる。
- 3 無線管理者は、地域防災無線の運用に関する業務を統括し、通信取扱責任者を指揮する。

(通信取扱責任者)

第5条 無線局に通信取扱責任者を置く。

- 2 通信取扱責任者は、浜北区役所区民生活部総務企画課長の職にある者をもって充てる。
- 3 通信取扱責任者は、無線管理者の命を受け、通信担当者に無線局の管理運用を行わせるものとする。

(通信担当者)

第6条 通信担当者は、電波法(昭和25年法律第131号)に定める無線従事者で、通信取扱責任者の命を受け、地域防災無線の操作を行い、無線業務日誌の記録を行うものとする。

- 2 通信担当者は、通信の相手方である陸上移動局の無線設備を操作する通信取扱者

(以下「通信者」という。)を指揮監督する。

(陸上移動局の配備先責任者)

第7条 陸上移動局のそれぞれに配備先責任者を置く。

2 配備先責任者は、課長又は施設管理者をもって充てる。

(通信者)

第8条 通信者は、通信担当者の管理のもとに電波関係法令を遵守し、無線設備の操作を行うものとする。

(秘密の保持)

第9条 通信の業務に従事する者は、その職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(無線従事者の配置)

第10条 無線管理者は、基地局の無線設備の操作に支障のないよう無線従事者の適正配置に努めるものとする。

(勤務時間外体制)

第11条 通信取扱責任者は、日曜、休日その他勤務時間外に無線局運用の必要が生じた場合は、通信担当者及び必要な通信者に時間外勤務を命じ、通信の運用に当たらせるものとする。

(無線局の配備等)

第12条 無線局の呼出番号、配備場所等は、別表のとおりとする。

(通信の種類)

第13条 通信の種類は、次のとおりとする。

(1) 非常通信 災害発生等非常の場合の通信をいう。

(2) 普通通信 平常に行う通信をいう。

(3) 訓練通信 訓練の通信をいう。

(通信の原則)

第14条 通信は、簡単明瞭に行い、無線局開局の目的に反するものを内容としてはならない。

2 通信は、非常通信を優先し、普通通信は受付順に行う。

(通信の統制)

第15条 無線管理者は、非常通信を行う際、円滑な運用を確保するために必要と認めるときは、通信の統制を行うものとする。

(他の無線局との関係)

第16条 無線管理者は、同一周波数を使用する他の無線局及び関係無線局と連絡調整を行い、災害時における通信の確保の円滑な運用に万全を期するものとする。

(通信訓練)

第17条 無線管理者は、無線局の円滑な運用に必要な通信訓練を毎年2回以上行うもの

とする。

(事故の場合)

第18条 通信担当者は、無線設備が事故のため通信を行うことができなくなったときは、必要な措置をとるとともに通信取扱責任者に報告をしなければならない。

2 通信取扱責任者は、前項の報告を受けたときは、直ちに改善するとともに無線管理者に報告するものとする。

(災害時の指揮命令)

第19条 災害時における無線局運用は、災害対策本部区本部長の命を受け、無線管理者が通信担当者を指揮するものとする。

(災害時の要員体制)

第20条 無線管理者は、災害が発生し、又はそのおそれがあると予想されるときは、直ちに通信取扱責任者に対して、通信担当者を無線局に勤務させ、通信確保に必要な措置をとらなければならない。

2 通信担当者は、前項の命を受けたとき、又は情報を確知したときは、勤務時間内外を問わず直ちに無線局に勤務し、無線管理者の指揮を受け、通信の運用に万全を期するものとする。

(災害時の陸上移動局の配備)

第21条 無線管理者は、災害が発生し、又はそのおそれが予想されるときは、地域防災計画に基づく職員を配置するとともに陸上移動局を配備し、情報の収集及び伝達に当たらせるものとする。

(職員等の研修)

第22条 無線管理者は、通信者に対して電波関係法令及び無線局運用に必要な事項について研修を行うものとする。

(無線業務日誌)

第23条 無線管理者は、通信の都度通信担当者に必要事項を記入させなければならない。

(無線従事者の選・解任届)

第24条 無線管理者は、通信担当者に異動があったときは、電波法第51条に定める選・解任届を東海電気通信監理局長に届け出るものとする。

(備付簿冊等)

第25条 無線局に備え付ける簿冊は、電波法施行規則(昭和25年電波監理委員会規則第14号)第2章第7節に定める次の各号に掲げるものとし、無線管理者はこれを管理保存するものとする。

(1) 免許状 送信装置のある見やすい場所に掲げ、陸上移動局はこれに代わる証票を無線機本体に張り付ける。

(2) 電波法令集

(3) 無線局の申請及び届出にかかる一切の書類

- (4) 正確な時計
 - (5) 無線業務日誌 使用を終わった日から2年間保存する。
 - (6) 無線検査簿
 - (7) 無線従事者選・解任届の写し
 - (8) 無線管理規程
 - (9) 地域防災計画
- (無線設備の保全)

第26条 無線管理者は、無線設備保全のため、年2回以上の定期点検を実施し機器の保全に努めるものとする。

2 定期点検は、専門業者と保守契約を結び、点検の方法及び項目については、契約書に基づいて行うものとする。

3 通信担当者は、非常電源の機能試験を年2回以上行うものとする。

(委任)

第27条 この規程に定めるもののほか、この規程の施行について必要な事項は別に定める。

附 則

この規程は、平成17年7月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成19年4月1日から施行する。

別表

浜松市浜北区地域防災無線 配備一覧表

No	所属名称	呼出番号	局の区別	所在地
1	浜北防災センター	100	統制卓	浜北区西美園 6 - 2
2		114	遠隔制御	
3		115	遠隔制御	
4		121	半固定型	
5		160	可搬型	
6		161	可搬型	
7		164	可搬型	
8		190	携帯型	

	所属名称		呼出番号	局の区別	所在地
1	区民生活部	総務企画課	100	副統制卓	浜北区西美園 6
2			122	車携帯	
3			123	車携帯	
4			125	車携帯	
5			126	車携帯	
6			127	車携帯	
7			128	車携帯	
8			129	車携帯	
9			130	車携帯	
10			132	車携帯	
11			135	車携帯	
12			136	車携帯	
13			137	車携帯	
14			138	車携帯	
15			139	車携帯	
16			140	車携帯	
17			141	車携帯	
18			142	車携帯	
19			143	車携帯	
20			144	車携帯	
21			146	車携帯	

22		税務課	108	遠隔制御	
23			163	可搬型	
24		区民生活課	101	遠隔制御	
25			162	可搬型	
26	区民福祉部	社会福祉課	110	遠隔制御	
27			131	車携帯	
28		長寿保険課（2階）	104	遠隔制御	
29		長寿保険課（1階）	107	遠隔制御	
30	まちづくり振興部	産業振興課	169	可搬型	
31			195	携帯型	
32		まちづくり課	102	遠隔制御	
33			124	車携帯	
34			168	可搬型	
35			193	携帯型	
36	194	携帯型			
37	上下水道部	浜北上下水道課	111	遠隔制御	
38			145	車携帯	
39	建築住宅部	北部建築事務所	106	遠隔制御	
40		南館1階倉庫	103	遠隔制御	
41		南館1階（旧税務課）	105	遠隔制御	
42		南館2階倉庫	109	遠隔制御	
43		南館3階男子更衣室	112	遠隔制御	
44	守衛室		113	遠隔制御	
45	浜北消防署		201	半固定型	浜北区西美園58
46	浜北消防署北部出張所		202	半固定型	浜北区於呂1985 1
47	浜北クリーンセンター		203	半固定型	浜北区新野399
48	浜北清掃センター		204	半固定型	浜北区永島954
49	浜北学校給食センター		205	半固定型	浜北区寺島2815
50	浜北斎場		206	半固定型	浜北区宮口4831 170
51	浜北体育館		207	半固定型	浜北区西美園30
52	浜名公民館		208	半固定型	浜北区小松2789
53	麩玉公民館		209	半固定型	浜北区宮口3171
54	中瀬公民館		210	半固定型	浜北区中瀬3501 1
55	北浜南部公民館		211	半固定型	浜北区寺島2946
56	浜北文化センター		212	半固定型	浜北区貴布祢291 1

57	浜北高齢者ふれあい福祉センター	213	半固定型	浜北区小林1272 1
58	浜北保健センター	214	半固定型	浜北区沼269 1
59	浜北保健センター分室	133	車携帯	浜北区平口1604-1
60		134	車携帯	
61		165	可搬型	
62		166	可搬型	
63		167	可搬型	
64		191	携帯型	
65		192	携帯型	
66		218	半固定型	
67	浜北地域職業訓練センター	215	半固定型	浜北区於呂2829 1
68	サンライフ浜北	216	半固定型	浜北区竜南27
69	なゆた・浜北	217	半固定型	浜北区貴布祢3001
70	浜北環境センター	219	半固定型	浜北区灰木172
71	浜名小学校	301	半固定型	浜北区小松1450
72	内野小学校	302	半固定型	浜北区内野1702
73	北浜小学校	303	半固定型	浜北区横須賀800
74	北浜北小学校	304	半固定型	浜北区西美園1588
75	北浜南小学校	305	半固定型	浜北区寺島3010
76	伎倍小学校	306	半固定型	浜北区貴布祢2646
77	北浜東小学校	307	半固定型	浜北区善地1546
78	中瀬小学校	308	半固定型	浜北区中瀬3648 1
79	赤佐小学校	309	半固定型	浜北区於呂2790
80	麿玉小学校	310	半固定型	浜北区宮口262
81	新原小学校	311	半固定型	浜北区新原2331
82	大平小学校	312	半固定型	浜北区大平686
83	浜名中学校	313	半固定型	浜北区小松467
84	北浜中学校	314	半固定型	浜北区西美園288
85	北浜東部中学校	315	半固定型	浜北区上善地317
86	浜北北部中学校	316	半固定型	浜北区於呂2961
87	麿玉中学校	317	半固定型	浜北区宮口4847
88	浜北警察署	401	半固定型	浜北区小松3218
89	中部電力(株)浜北営業所	402	半固定型	浜北区小松4750 1
90	高倉クリニック	501	半固定型	浜北区西美園2614
91	浜北総合体育館	502	半固定型	浜北区平口5042 133

92	協立十全病院	503	半固定型	浜北区平口1975
93	大石医院	504	半固定型	浜北区於呂2840 8
94	堀谷公民館	505	半固定型	浜北区堀谷526 1
95	独立行政法人 国立病院機構 天竜病院	506	半固定型	浜北区於呂4201 2
96	国立大学法人 浜松医科大学 医学部附属病院	507	半固定型	東区半田山1-20-1